

3(47) 排出量取引 ⑧再エネクレジット（環境価値換算量）

再エネクレジット（環境価値換算量）の発行を受けるには、次の申請を行う必要がある（電力量の認証後、クレジットの発行手続が別途必要）。

- 設備認定の申請・・・再生可能エネルギーを利用する設備が基準を満たしていることの認定（登録検証機関による検証が必要）の申請
- 電力量認証の申請・・・都の認定を受けた設備において発電した電力量の認証（登録検証機関による検証が必要）の申請

1 再エネクレジット化の対象となる設備認定の申請ができる者

<原則>

- 認定の対象となる設備※の所有者
※設備の場所は、都内・都外を問わない。
他制度において環境価値が認証されている設備は、原則対象外
例）固定価格買取制度において認定された設備等

<設備の所有者以外でも申請が可能な場合※>

- 再生可能エネルギーの環境価値に関する権利が自らに移転している者
- 自らが申請を行うことに関して設備の所有者から同意を得ている者

2 電力量認証の申請ができる者

<原則>

- 設備認定の申請者

<設備認定の申請者でも申請が可能な場合>

- 1 設備認定の場合に同じ※
※権利の移転が確認できる書類が必要

3 再エネクレジット発行までの手続

- 認証可能電力量の確認方法の計画
- バイオマス比率の算定方法の計画 等



「再生可能エネルギー設備認定（変更）申請書」の提出

- 登録検証機関による検証が必要

- 電力量のモニタリング
- バイオマス比率の算定 等



「再生可能エネルギー電力量認証申請書」の提出

- 登録検証機関による検証が必要
- 電力量のモニタリング、検証、
申請は毎年度行う必要がある
(詳細は算定ガイドラインを参照)

(一般管理口座の開設手続、など)



「振替可能削減量等発行等申請書」の提出

- 削減量口座簿への発行の登録
(詳細は排出量取引運用ガイドラインを参照)